

■ 名古屋日本ポルトガル協会 協賛規程

下記の要件すべてを満たす事業について、名古屋日本ポルトガル協会の協賛を受けることができる。

希望者は事業の 2 ヶ月前の末日(12 月の催物の場合、10 月 31 日)までに、協会事務局に「協賛に関する申請書」を提出しなければならない。

審査を通過した事業は終了後 1 か月以内に報告書を提出すること。

協賛を受けた事業には、「協賛事業報告書」の提出をもって、5,000 円の協賛金が給付される。

- 1) 会員が主体となって主催・実施する、東海地方の会場で行われる事業であること。
- 2) 内容が協会の趣旨に合致する事業であること。
- 3) ポルトガル国籍またはポルトガル在住の方を含む事業であること。
- 4) 一般に公開され、入場料等を徴収する催物であること。
- 5) 協賛を受けることが決定した場合、宣伝媒体に「名古屋日本ポルトガル協会協賛」と表示すること。

■ 協賛申請の流れ

- 1) 申請者は、「協賛に関する申請書」を事務局に提出
- 2) 審査
- 3) 事務局は、審査結果に関して申請者に連絡
- 4) 事業実施
- 5) 申請者は、事業終了後 1 か月以内に「協賛事業報告書」を事務局に提出
- 6) 事務局は、申請者に対して協賛金交付